

残余麻薬届（法第 36 条）

1 内容

麻薬に関する業務を廃止したときは、業務廃止後 15 日以内 に所有する麻薬の品名及び数量を届け出なければなりません。

2 提出書類、部数

- ・残余麻薬届 2 部
控えを含まない部数です。控えは別にご用意ください。

3 手数料

なし

4 申請時期

業務廃止後 15 日以内

5 提出先

各保健福祉事務所 企画経営課

6 その他

薬局の移転や開設者が変更する場合にも、届け出なければなりません。

麻薬を所有していない場合でも、「在庫なし」として届け出る必要があります。

業務廃止時に残余麻薬がある場合、50 日間に限り麻薬を所有することができます。その間に「残余麻薬譲渡届」により譲り渡すか、または「麻薬廃棄届」により麻薬取締員立会いの下で廃棄しなければなりません。